

2024年版EDINETタクソノミ更新概要

EDINETタクソノミは、法令、会計基準等の改正、開示実務の変化等に対応して更新する必要があり、原則として、年一回更新を行うものとしています。ただし、EDINETタクソノミを構成する全タクソノミが年次更新の対象となるわけではありません。また、必要な場合には、年次更新とは別のタイミングで一部のタクソノミを更新する可能性があります。

今回のEDINETタクソノミの更新は、年次更新として行われるものであり、更新の主な内容は次のとおりです。

- ・ 内閣府令改正への対応
- ・ 連結財務諸表規則改正への対応
- ・ 別記事業に係る会計規則改正への対応
- ・ その他

1. タクソノミの更新内容

今回の年次更新におけるタクソノミ更新の主な内容は次のとおりです（タクソノミ更新の全体概要については『EDINETタクソノミ更新概要添付資料』を、タクソノミ更新の完全な詳細については『EDINETタクソノミ差分情報』をそれぞれ御参照。）。

1-1. 内閣府令改正への対応

2023年（令和5年）1月31日公布の企業内容等の開示に関する内閣府令改正に対応するため、タクソノミ要素の追加及び削除を実施しました。

2023年（令和5年）3月27日公布の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令改正に対応するため、タクソノミ要素の追加を実施しました。

1-2. 連結財務諸表規則改正への対応

2023年（令和5年）3月27日公布の連結財務諸表規則改正に対応するため、タクソノミ要素の追加を実施しました。

1-3. 別記事業に係る会計規則改正への対応

2023年（令和5年）3月31日公布の保険業法施行規則改正に対応するため、タクソノミ要素の追加を実施しました。

1-4. その他

(1) 英語ラベルの一部変更

英語ラベルに関する一般意見への対応として、全体的な平仄の観点での英語ラベルの見直し及び英語表現の改善を実施しました。

(2) 利用実績等に基づくタクソノミ要素の新設及び削除

勘定科目の利用実績に基づき新規の勘定科目要素を追加しました。また、利用実績のない勘定科目要素で今後とも利用が見込まれないものを削除しました。

(3) 有価証券報告書等の株式の保有状況の脚注にタクソノミ要素の新設

保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式及びみなし保有株式の明細において、記載欄に「*」等の記号を付し、脚注で説明を行っている場合に、脚注にタクソノミ要素が設定されていないため、脚注の情報を入手することが出来ませんでした。今回の更新では、当脚注の情報を入手出来るようにするため、タクソノミ要素の新設を実施しました。

2. ガイドラインの更新内容

今回の年次更新におけるガイドラインの主な更新内容は次のとおりです（更新内容の詳細については、各ガイドラインの新旧対照表を御参照。）。

- ・ 2023年（令和5年）1月31日公布の企業内容等の開示に関する内閣府令改正に対応するため、人的資本の多様性に関する指標並びにサステナビリティに関する考え方及び取組のタグ付けに関する指針を追加しました（『EDINETタクソノミの概要説明』の「2-5-2-2 従業員の状態」及び「2-5-2-5 サステナビリティに関する考え方及び取組」を御参照。）。
- ・ 2023年（令和5年）3月27日公布の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令改正に対応するため、監査報告書のタグ付けに関する指針を追加しました（『EDINETタクソノミの概要説明』の「2-5-2-20 監査報告書」を御参照。）。
- ・ 有価証券報告書等の株式の状況の保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式及びみなし保有株式の脚注への詳細タグ付けに関する指針を追加しました（『EDINETタクソノミの概要説明』の「2-5-2-18 株式の保有状況」を御参照。）。

3. 根拠法令

次の法令等の改正に基づき、EDINETタクソノミの設定を更新しています。

| |
|--|
| 企業内容等の開示に関する内閣府令（2023年（令和5年）1月31日改正） |
| 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（2023年（令和5年）3月27日改正） |
| 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（2023年（令和5年）3月27日改正） |
| 保険業法施行規則（2023年（令和5年）3月31日改正） |

4. タクソノミのバージョン

今回更新対象となるのは、次のタクソノミです。

- ・ 財務諸表本表タクソノミ
- ・ 国際会計基準タクソノミ
- ・ 開示府令タクソノミ
- ・ 特定有価証券開示府令タクソノミ

これら以外のEDINETタクソノミについては、従前のEDINETタクソノミを引き続き利用します。EDINETタクソノミの直近のタクソノミ日付及びEDINETタクソノミにおけるタクソノミ日付は、次の表のとおりです。

| タクソノミ名称 | 直近のタクソノミ日付 | EDINETタクソノミにおけるタクソノミ日付 |
|------------------------|------------|------------------------|
| DE Iタクソノミ | 2013-08-31 | 同左 |
| 財務諸表本表タクソノミ | 2022-11-01 | 2023-12-01 |
| 国際会計基準タクソノミ | 2022-11-01 | 2023-12-01 |
| 開示府令タクソノミ | 2022-11-01 | 2023-12-01 |
| 臨時報告書タクソノミ | 2021-11-01 | 同左 |
| 自己株券買付状況報告書タクソノミ | 2021-11-01 | 同左 |
| 特定有価証券開示府令タクソノミ | 2022-11-01 | 2023-12-01 |
| 特定有価証券臨時報告書タクソノミ | 2021-11-01 | 同左 |
| 特定有価証券自己株券買付状況報告書タクソノミ | 2021-11-01 | 同左 |
| 他社株公開買付届出書タクソノミ | 2020-11-01 | 同左 |
| 他社株意見表明報告書タクソノミ | 2013-08-31 | 同左 |
| 他社株公開買付撤回届出書タクソノミ | 2013-08-31 | 同左 |
| 他社株公開買付報告書タクソノミ | 2013-08-31 | 同左 |
| 他社株対質問回答報告書タクソノミ | 2013-08-31 | 同左 |
| 自社株公開買付タクソノミ | 2022-11-01 | 同左 |
| 大量保有タクソノミ | 2014-07-31 | 同左 |
| 内部統制タクソノミ | 2021-11-01 | 同左 |

5. 適用時期

適用時期は、次のとおりです。なお、今回更新対象外のEDINETタクソノミの適用時期は、従前のとおりです。

| 対象書類 | 適用時期 |
|-----------------|---|
| 有価証券報告書 | 2024年（令和6年）3月31日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類から適用 |
| 四半期報告書及び半期報告書 | 2024年（令和6年）4月1日以後に開始する事業年度又は特定期間に係る書類から適用 |
| 有価証券届出書 | 2024年（令和6年）3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度又は特定期間を直近の特定期間とする財務諸表等を掲げる書類から適用 |
| 発行登録書及び発行登録追補書類 | 2024年（令和6年）4月1日以後に提出する発行登録書及び当該発行登録書に関連する発行登録追補書類に適用 |

6. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

| 時期 | 予定 |
|------------------|--|
| 2023年（令和5年）12月末頃 | 2024年版EDINETタクソノミの運用開始（これにより2024年版EDINETタクソノミを用いた事前チェック及び仮登録が可能になります。） |

以上